

議案第 49 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

高校生等に係る医療費の助成に関する事務において個人番号を利用し、及び当該事務に係る特定個人情報を提供できるようにするため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 39 の項を 40 の項とし、38 の項を 39 の項とし、37 の項を 38 の項とし、36 の項の次に次のように加える。

37 町長	瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条例第 号）による高校生等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2の16の部瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款、17の部瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款及び18の部瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学期にある児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

高校生等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
---------------------------

別表第2に次のように加える。

41 町長	瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
義務教育就学児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新			旧		
第1条から第6条 略			第1条から第6条 略		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
略	略		略	略	
37 町長	瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年条例第 号)による高校生等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
38 略	略		37 略	略	
39 略	略		38 略	略	
40 略	略		39 略	略	
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
16 町長	瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 高校生等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	16 町長	瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略
17 町長	瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児に係る医療費の助成に関	略 高校生等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	17 町長	瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児に係る医療費の助成に関	略

	する事務であ って規則で定 めるもの			する事務であ って規則で定 めるもの	
18 町 長	瑞穂町義務教 育就学児の医 療費の助成に 関する条例に よる義務教育 就学期にある 児童に係る医 療費の助成に 関する事務で あって規則で 定めるもの	略 <u>高校生等医療費 助成関係情報で あって規則で定 めるもの</u>	18 町 長	瑞穂町義務教 育就学児の医 療費の助成に 関する条例に よる義務教育 就学期にある 児童に係る医 療費の助成に 関する事務で あって規則で 定めるもの	略
略	略	略	略	略	略
41 町 長	瑞穂町高校生 等の医療費の 助成に関する 条例による高 校生等に係る 医療費の助成 に関する事務 であって規則 で定めるもの	<u>医療保険給付関 係情報であって 規則で定めるも の</u> <u>生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの</u> <u>地方税関係情報 であって規則で 定めるもの</u> <u>ひとり親家庭等 医療費助成関係 情報であって規 則で定めるもの</u> <u>乳幼児医療費助 成関係情報であ って規則で定め るもの</u> <u>義務教育就学児 医療費助成関係 情報であって規 則で定めるもの</u>			

別表第3 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第3 略